

第7回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録

日時：平成21年9月29日（金）19:00～20:50
場所：御嵩町立中公民館3階大ホール

司会
(御嵩町堀参事)

定刻となりましたので、ただいまより第7回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を開催いたします。本委員会は公開で行っていますので、皆様方ご了承いただきたいと思います。また、本日傍聴者の方に対してご意見を伺いまして、今後の参考とするために、傍聴席のほうに意見メモを置いております。ご意見のある方は、意見メモにご記入いただきまして、会議終了後、回収ボックスへ入れていただきますようよろしくお願ひします。

なお、本日の出席委員につきましては、お手元の出席者名簿をもってかえさせていただきたいと思います。

それでは、配付資料の確認をお願いしたいと思います。まず最初に次第、出席者名簿、配席図、資料1としまして前回の議事録、資料2としまして傍聴者からの意見要旨、委員の皆様におかれましては、資料2-2といたしまして具体的な傍聴者の方々の意見、資料3としまして利用指針案、資料4としましてパブリックコメント手続きについて、資料5としましてこれまでの経緯、今後の進め方についてでございます。

なお、資料2-2につきましては、委員の皆様のみ配布しておりますので、報道関係の皆様方それから傍聴者の皆様方には配布しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

なお、委員の皆様に配布しております資料2-2につきましては、本日の会議終了後、回収させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから進行を委員長にお願いしたいと思います。
よろしくお願ひします。

委員長

皆様、こんばんは。

それでは初めに、資料1の第6回検討委員会議事録についてお諮りしたいと思います。

議事録については、既に各委員に事前に送付をしまして、各委員の発言内容については、了解をいただいております。なお、議事録については、御嵩町のホームページで掲載をしております。町民の皆様に公開をしていただくということになっておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

続きまして、第6回検討委員会の傍聴者からの意見について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

配布しました資料2を見てください。

前回第6回につきましては、お2人の方からご意見をいただきました。

まず1人目ですけれども、意見内容は、「本日の検討委員会の意見内容を聞いていると、ずっと前に戻っているように思える。住民投票の結果を生かしていくことが大切である。傍聴者の意見をもっと汲んでいくほうが前進するのではないか。たとえどんなものを造るにしても、先祖の気持ちに反するものは造るべきではない。明るいイメージのものなら良い。」これが1人目の方のご意見であります。

もう1人のご意見。これは説明が必要ですので、説明を加えながら読んでいきます。『「なぜ私の意見、産業廃棄物とは教えてください。」が取り上げられていないのですか。』という意見ですが、実は

この間も、この内容について町のホームページのご意見、お問い合わせ欄に第5回の傍聴者意見として出されておりました。

ところが、ホームページのご意見欄は、この検討委員会の意見だけでなく、別の様々な町政へのご意見も出てくるので、第6回の時にその内容をチェックせずに資料を作ったということで、今言いました「なぜ」の文面になりました。その方のご意見を読ませていただきますと、「御嵩町民として出席しておみえの各委員に、例えばコンビニ、スーパー、一般家庭で出る生ごみ等を回収し、当該地において堆肥化し、売却することを計画した場合について、生ごみは産業廃棄物か、堆肥化することは廃棄物を処分することになるのか、町の環境保護に関する理念に違背するのかを問うていただきたい。全員が同じ見解に立ってから検討委員会で跡地利用の発言をしていただきたい。」というものでしたが、これが前回傍聴者の意見として出されていなかったということです。

ちょっと補足させていただきますと、この方のご意見は、第4回の時に、第3回の傍聴者の意見として、「この検討委員会で廃棄物・産業廃棄物処理場の共通認識が必要である」ということでご説明をしておりまして、この時にも今回の資料の2-2と同じように詳細について、委員の方にはお配りをしておいたという経緯があります。その内容について、第5回目で同様の意見が出されたということです。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして本日議事になっております議題に入ってまいりたいと思います。前回の検討委員会の終了後に、ここで各委員に了解を得たうえでということでした。

私とH委員そして事務局で、今までの協議を踏まえて指針案を作成するという指針のたたき台ですね。これを作成するということで、了解をいただきました。指針案のイメージについては、本日の議事録にも後半部分の所で記されているので、そのイメージを思い浮かべていただきたいと思います。それに基づいて作成するということで、本日用意してまいりました。それが資料3です。

これを今から説明をして協議を始めてまいりたいと思います。御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針案策定の為の基本的考え方を既に皆様方に了解をいただいておりますので、それともダブりがないようになりますということや、なるべくぱっと見てわかるようなものということが前回条件として出されましたので、等々を踏まえて案を作つてしましました。

それでは、事務局のほうよろしくお願ひします。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

それでは、資料3を説明させていただきます。

今、委員長が申されましたように、基本的考え方を踏まえてコンパクトにA41枚にまとめたということあります。読ませていただきます。

(資料3 「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）」を読み上げる)

委員長

ありがとうございます。

前回皆様方の了解を得て、こういう案をいろんな観点で出し合って協議をして、一枚に仕上げるという約束でしたので、作つてしましました。この内容について、今日各委員からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、先程の指針案の2の「情報公開に務める」という所の務めるという字が勤務の「務」ではなくて努力の「努」ですので、すみ

ませんでした。

委員長

それでは、B委員お願いします。

B委員

以前の基本的考え方の時に、「産廃を考える会」のほうから自然環境についてということで、小和沢地区は一部が木曽川国定公園内に属するだけでなく、貴重な動植物の宝庫であることが確認されているということで、この件について、委員長のほうもこの貴重なデータを生かした何か記述をしたほうがいいのではないかということをおっしゃったような記憶なんですが、そういうことがこの指針案の中には全く入っていない訳ですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長

そこの所ですけれども、1の「条例を遵守する」ということを今の段階でどういう計画が出てくるかわからないということもありますので、まずは、その所を根拠法を明確にするということでいきたい。

今後、その具体的な利用計画案が出てきた段階で、この条例に則して、今B委員がおっしゃったような希少生物の現況についてのデータの再確認と、そしてその現況に則して、その計画が適正なのかどうなのかということの町民意見を聞いて、そして協議をするという段取りになっていくのではないかと思います。

したがって、確かに具体的な記述をしたい所ではありますけれども、その具体的な協議を始めるための根拠法として、この条例に基づくという記述を書くこととしたという回答であります。いかがでしょうか。

もしご意見があれば、「どこの部分に」という助言をしていただけますと助かります。

他にいかがでしょう。事務局のほういかがですか。

委員長

事務局どうですか。

事務局
(御嵩町健谷課長)

今のB委員の質問ですけれども、関係法令を遵守するというのは当たり前の話で、それを上乗せする形で、御嵩町の希少野生生物保護条例、若しくは全般的な包括する御嵩町環境基本条例というものがある訳で、その環境基本条例の中に「事業者の責務」として、第5条「環境の保全と創造に関して町の施策に積極的に協力する責務がある」という規定がありますので、今、委員長がおっしゃいましたように、まだ事業者として何を造るかわからない段階では、こういう上乗せの規定が指針の中にはあって、これが事業者との合意事項になるという中で、具体的な手法については、今後詰めることができると考えております。

委員長

はい、お願いします。

B委員

この指針なんですけれども、この指針を提案する訳なんですが、最終的にこの指針に対して責任を取る主体は誰になるでしょうか。それが明示されていないと思うんですね。それで、こういった先程言ったような自然環境のことについても、どこがそういうことをきちっと責任を持って条例があるようなことなどを責任を取ってやるかということですから、この指針の中に最終的な責任を取る主体というのが明文化されていない所に不安があるのですね。

この検討委員会がこの指針を出す訳ですが、この検討委員会はこの指針を出せば解散する訳ですので、責任の所在と言いますか、その指針に関与するいろんな主体がそれぞれ責務が明示されなければいけないと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長

前回指針案を策定するにあたって、私のほうから少しコメントをし

したことだったと思いますけれども、指針案については基本的考え方の内容及び表記と重複しないで、なるべく簡潔なものということもあるんですが、もっと大事なことは、主語をはっきり書くということだったと思うんです。

つまり、誰が、何をということをはっきりさせるということだったと思うんです。したがって、まず今の責任ということと関係してなんですが、今回利用指針案について、まず前文の所で「寿和工業株式会社が計画地の利用計画を策定するにあたって、前提とすべき指針案として次のとおりとする。」

まず、寿和工業株式会社が計画地の利用計画を策定する。その前提としなければならない指針案を我々は委員会として、今後パブリックコメントなど意見を踏まえて出していくということになります。

パブリックコメントを行って、そして、そこで出された意見を手続きに即してこの案に反映させて、三者、すなわち寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県に対して提出をするということになります。

もつとはつきり言うと、それぞれの長に提出をする。そこで受けていただかなければなりません。そして、今度はそれをもって三者で協議していただいて、その上で指針を確定していくことになっていくと思います。

その指針案確定の後には、この三者が共同責任を持って利用計画が策定される際、計画について指針に基づいて審議をし、町民意見を踏まえて適正な利用計画なのかどうかを判断するという三者共同の責務があると思います。

その1として、「寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県は」ということで明記をして、今ご指摘のあった点、条例、希少野生生物保護条例その他開発行為に係る関係法令があります。

これは、私も調べました。「御嵩町小規模開発事業に関する条例」があったと思います。こういったものを三者が遵守して、この計画を着手しなくてはいけないということだったと思います。

その他、2の所でも「御嵩町は」ということになっておりますし、以下のとおりであります。

ということで、この指針に即して利用計画を策定し、それをチェックをする。そして、チェックに際しての町民の意見、意向を踏まえる手続きをとる。すべてにおいて、ここにその主語が明記するように今回しました。いかがでしょうか。

その中で、事務局や先生方も補足していただければと思いますが、今回の中で例えば2の所、「御嵩町は、寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定、実施事業に関する状況報告を受けた時は、速やかに御嵩町民にその情報を提供しなければならない。御嵩町民は計画地の利用計画策定、事業実施に関する報告の内容について、その内容で良ければその内容に基づいて、さらに不足するものについては、御嵩町を通じて寿和工業株式会社に対して情報を求め、意見を述べて利用計画についての修正や実施を求めることが出来る」ということになります。

3の所についても、その部分を非常にはっきり謳いました。3については、2つ目の段落の所ですけれども、「御嵩町はこの計画地の利用計画及び利用実施状況について、別途設置する町民・専門家等による委員会に意見を求めるものとし、さらに必要に応じて協定を締結するほか、利用計画実施事業について改善を求めることが出来る」というふうにして、「町民の意向を踏まえて、事業が計画され実施されていくということを事業の実施段階においても担保する」という文言を入れました。

4番目は「住民投票の結果を尊重する」一言を明確に謳ったということだったと思います。

全体の文章は非常に短いですけれども、この間の協議内容をお約束

してこういう表現にしてみました。

委員長

はい、お願ひします。

I 委員

今の3の所ですけれど、前回の会議で、もしその話が出ていたら重複して申し訳ないんですが、「別途設置する町民・専門家等で構成する委員会等」ということで、誰がどのように構成をするのか、委員会等ということで複数になっていますので、その他委員会以外にどのような団体等があるのかご説明をお願いします。

委員長

これについては、御嵩町のほうで規則やその他のルールがもあるようでしたら、それに即してお願ひ出来ますか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

先程から出てきます御嵩町環境基本条例、この中には環境に関する重要な施策について協議をする御嵩町環境審議会の設置というのが第19条で定められております。

ですからダイレクトに言えば、ここがそういった重要施策ということも考えられる訳ですけれど、事業者の事業計画がまだ出てきておらない段階で環境審議会と特定をしてしまうことも難しいのではないかというのがありまして、この指針案の書き方としては、別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等という言い方に留めておる訳であります。

また、商業開発などの場合にも開発事業者とその後でいろいろ協議をする委員会等の設置も設けることが出来るようになっておりますので、そういうことも念頭において、この書き方としては、ちょっと一部抽象的のような書き方がしてあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

はい、それではB委員お願ひします。

B 委員

ちょっとこだわるようななんですが、先程の責務のことなんですが、委員長さんは「主語をはっきり書く」ということをおっしゃったんですね。それで今言われました2の「御嵩町は」と書いてあるんですが、

そこの所を読みますと、「御嵩町民は計画地の利用計画策定事業実施に関する報告の内容について、寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて意見を述べることとする。また、岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする」とありますが、この書き方では、御嵩町は単なる仲介役にしか過ぎないという気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

町民の意見に対して、きっちりと「御嵩町が責任を負う」という責務をもうちょっと明記したほうがいいように思います、これだと主語が「御嵩町」ということになっておりますが、とても曖昧だと思います。

委員長

例えば、何か文章の提案があると非常に助かるんですけれど。どうでしょうね。ちょっと考えていただけませんか。

この表現については、町当局としましてはどうですか。今のご指摘があった時、責任の所在ということでは非常に重くなりますけれども、私はこれで随分はっきり言ったつもりではあったんですけども、やはり見方によってはそうではないということは、確かにその通りかもしれませんので、どうでしょう。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

この短い文面の中でどこまで「ねばならない」ということが書けるかと思うんですけども、事務方としてこの案を提案していただいた時に、御嵩町を通じて意見を述べるということは、当然スルーだけで

はなくて、通じてということは、御嵩町が責任を持って寿和工業に対して伝えるということですので、その答えについても、当然、御嵩町は責任を持って回答を承って町民の方に開示をするということで、単純に「御嵩町が伝えたよ」というそういう立場ではないというふうには理解をしておりますけれども。

委員長

じゃあ、I 委員お願いします。

I 委員

今の2の所で、ちょっと別の観点から意見を言わさせていただきます。

私は一貫して町民参画ということにこだわって、この委員会で何度も発言してきたかと思いますが、これ読ませていただきますと、今B委員も指摘された所ですね、御嵩町民が結局どういう権利を持っているかというと情報を提供してもらえるということと、意見が述べられるということだと思うんですね。

ただ、前回の委員会でも議論になったかと思いますが、じゃあ町民が言った意見がどれだけ尊重されるのかという点についての言及がここには無いように思います。

したがって、文言はともかくとして、寿和工業さんが町民の意思を尊重するという趣旨のことは、やはり入れたほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。

委員長

はい、今の2の所について、追加項目や表現の仕方についていろいろとコメントいただきましたけれど、この2の所について委員の他の皆さんご意見ありませんか。

今、I 委員のほうから発言のあった内容についてなんですか、2の所で情報の提供を町が町民に対して行い、町民はその情報に基づいて寿和工業に対して御嵩町を通じて意見を述べる。

それでおしまいなのかということに、こここの表記では解釈出来てしまうので、こここの所を意見を十分尊重するという趣旨の文言を「寿和工業株式会社が町民の意見を十分尊重し、利用計画の策定に取り組む」と。

事務局

(寿和工業森朴顧問)

事務方でそういう議論がかなりいろいろありますて、2つ問題点がありますて、2のほうは、情報公開と意見集約の方法を述べるということに限定しておったという議論でして、3のほうで具体的改善のほうを担保するという、事務方では整理をした記憶があります。

もし、改善等ということであれば、3の段階でのご議論かなという気がいたしますが、町民の方からの具体的な要望を尊重するということを否定する訳ではないんですが、例えば正反対の意見が出た場合、どちらを尊重すればいいのか、事業者として判断する立場にないというのが、基本的な考え方でございます。仮にこの意見は、何かのものを造るといった場合に、「こういうふうにしろ」とか「ああいうふうにしろ」という意見が複数出た場合に、どの意見が正論なのかというものが事業者としては判断することが出来ませんので、そのご意見が町民の全体的なご意見を代表しているのかどうかというのは、私どもでは判断いたしかねますので、「尊重すべき」と言われる前には、例えば議会の中でも議員の皆さん方が多数決で出された意見を尊重すればいいのか、少数意見も含めて尊重しなければならないのかという話になりますと、それは、一企業として判断の基準を持ち様が無いという気がいたしております。

事業者としては、全体の事業計画の中でそれぞれの手続きごとに法律上で定められた情報等がございますので、それについては、町を通じて公開していただくにはやぶさかではない。それに対して、町を通じて町が意見を集約していただいたことで、改善を求められるという

ことについては、3で「御嵩町は」を主語としてそういうことが提示される。

これに現実問題として寿和工業が拒否をするというシチュエーションというのは、現実は土地の地権が寿和工業と旧地権者と御嵩町の間で非常に複雑に入り組んでおりますので、当事者の全体の意見一致がないと現実には開発出来ないだろうなという議論を致しました。

以上です。

委員長

I 委員お願いします。

I 委員

先程の私の発言の趣旨をもう一度確認しますと、今、森朴さんが言われたことは、だいぶ前の委員会で既に指摘をされていたかと。

つまり、住民の意見というと誰の意見を聞いたらいいいんだろうかという私に対する質問から始まったかと思うんですが、そういうこともあって、その後の委員会では具体的な町民参画の仕組みを考えようじゃないかと。

むしろ森朴さんのほうからも「考えてくれ」というようなことでもあったかと思います。ただ前回の委員会でしたかね。今回の指針案にはそこまでの細かいことを盛り込むのはやめようということで、具体的な話は次の段階ということで、利用指針はシンプルなものでいこうという合意があったかと思うんです。

したがって、今森朴さんがおっしゃることはわかるんですが、それは具体的な参画の方法なりが出た時の話であって、今の段階では先程申し上げましたように、町民の意思を尊重するとしか書き様がない。

つまり、シンプルでやるという前提で私はものを言っている訳ですね。そういう趣旨で私が発言したということをまず確認したい。

一番最初におっしゃった2、3というのもこれも形式的な話ですから、それはどうでも構わないと思います。

もう一度確認しますけれども、前回の委員会でも話が出たかと思いますけれども、この計画地であった所が寿和さんのものである。それを町民が言ったってどうにもならんじやないかというそういうふうな思いを町民の皆さんのが持つていらっしゃる危険性がある、懸念がある。

もっと自由な意見を言っていただくためには、たとえ寿和さんの土地であったとしても、その利用計画等については、町民が意見を言えるんだと。寿和さんが町民の意見を尊重するんだという基本姿勢をこの指針の中で明記しておいたほうが良かろうという意味で、私は発言をしておるんです。

以上です。

委員長

今のI委員のおっしゃったことは、前回の会議の時に森朴さんのほうからそういう前提でこの利用計画、つまり町民の疑問や意見、或いは提案を踏まえて作っていくんだと。

つまり、第一案として提案しても、それについて疑議があればそれを修正を図るなり或いはこの後3の所で別の専門家委員会の意見などを踏まえて、そして町及び県の助言を得て作っていくんだということで、前提であるという話があったように思いましたけれども、今の意見は改めてそこの所は文面で出したほうがいいという提案ですね。

それから、先程町民の意見というのは、出しちゃなしなのかという心配されるというつもりは無かったんですけども、敢えてそこの所を踏まえて書くとするならば、3の所でその辺を追加することも可能かなと思いました。

ちょっと文章がまだ完成されていませんけれども、例えば、「御嵩町はその計画地の利用計画及び利用実施状況について、町民の意見要望並びにその状況について別途委員会に諮るんだ」という趣旨のことが書かれれば、出された意見、寿和工業の利用計画等について専門家

・委員会等の意見を求めてさらに協議を深めていくということの中で、利用計画の完成を求めていくことが可能かなと思いましたけれども、どういう表現がいいのかこの場なので、完成しませんけれど、B委員、何か今の点についていい表現があったら。

B委員

今、おっしゃったように、何か住民の意見を尊重していただけるということの寿和工業の基本姿勢といいますか、町の責務をそこに明示していただいたほうがいいと思います。

4ですが、先程「住民投票の結果を尊重する」という文言を入れたというふうに説明をされた訳ですが、それは大変結構なことだと思うんですが、こういう言葉を入れてくださるのであれば、こここの所を反対にして「住民投票の結果を尊重して産業廃棄物処理施設を設置しない」と反対にしていただけないでしょうか。

これは私の思いで、町民の皆さんより納得出来る文言になるのではないかと思うのですが。

委員長

そういう趣旨でここは書いたつもりであったんですけれども、住民投票の一番のポイントは、「旧小和沢地区において産業廃棄物処理施設」、確かに住民投票の所もこの「産業廃棄物処理施設」という名称を使っていたと思うんですけれども、従来の様々な解釈をされるのではなくて、住民投票の際、用いられた文言として「産業廃棄物処理施設を設置しない」そのコメントを改めて強調しながら、「住民投票の結果を尊重して利用計画を策定する」というふうにした訳で、それを先に持つていっても、同じことというか、この内容をまさに説明しておいたほうがいいんじゃないかなと思いますけれど、どうですかね。

B委員

寿和工業は、「住民投票結果を尊重して旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」という文言にしたほうが明解に町民の危惧を払拭出来ると思うんですね。

ただこれもこれからパブリックコメントで住民の意見を求めていく訳ですので、そういう意見が住民のほうから出してくれれば、また取り上げていただくということでも結構なんですが。

委員長

わかりました。
じゃあG委員。

G委員

4の「住民投票の結果を尊重して」ということなんですが、住民投票は12年も前の投票なんですね。今、10年ひと昔で、いろいろなことが変わっていくんです。社会も変わっていく、技術も段々良くなっています。

そんな中で12年前そのままの状態だとすると、この前の委員会の時にC委員が言われたように、御嵩町が困ることにならないかとそういうようなことも考えていかないと。ただ住民投票の結果を尊重するだけでは、住民投票を賛成しなかった方も3割ぐらい、2割以上いる訳ですから。

委員長

そういう趣旨のご意見として賜っておきたいと思います。
ほか、いかがでしょう。A委員。

A委員

今回の指針案なんですが、正副委員長さん、事務方本当に良くまとめていただいたというふうに思います。当初より私がご提案申し上げたことがほとんど網羅されておりますし、大変私はこの案に対して、尊敬を致しております。

あと一つお聞きしたいのは、今回こういうふうな流れになってきた中で、県、町、事業者という三者で白紙に戻して協議した訳ですね。

ただし、指針案の中にあまり県の関与が無いんですね。場所は御嵩町内であり、事業者は寿和工業さんである訳なんですが、そのあたり県はどう考えているんでしょうかね。

事務局
(県宗宮課長)

県の廃棄物対策課の宗宮でございます。

ただいまのご意見のありました県の関与がこの中にあまり無いということですが、私どもといたしましては、もし何か事業計画等があがってきた場合、それを許認可等する立場になるかと思っております。

法的な問題等から当然関与させていただくといいますか、介入する立場でございますので、この指針の中で最初の1の寿和工業、御嵩町、県は様々な関係法令等を遵守するという所で私どもは、そこで十分に計画等に関与していきたいと思っておりますし、当然2の所で情報公開ということがございますので、私どもにあがってきました様々な情報等について、私ども等の規定もございますので、そういう手続きの中で、当然情報公開させていただくということでございますので、まったく無いんではなくて、私どもはやはり一番関与する所は、一番の法的な問題から許認可権を持っておるという立場もございますので、それは別に廃棄物の関係ではなくて、森林法いろいろな関係がございますので、様々な観点からそういう考え方私どもとしては、関与させていただくというふうに思っております。

A委員

「岐阜県は積極的に情報公開に努める」これは当たり前のことでよろしく。だから、今のは建前論であって、もっと何というか暖かみのある関与の仕方がないのかなと思うんですが。いかがですか。

事務局
(県宗宮課長)

暖かみのある関与、なかなか難しいんですが、今の時点で申し上げますと、今申し上げましたことであろうかと思っております。私どもといたしましては、こうやって事務局を務めさせていただきまして、この指針を作り上げるということで、努力させていただきましたので、それで終わりということではございませんので、いろんな形を持ってこの問題に引き続き携わっていきたいと思っております。その具体的な方法が1に書かれておるものだろうと思っております。

委員長

自分たちで書いた文章を改めてそういうご指摘をされると、やはり幾つか修正しなきやいけないというのが、見えてくる部分がある訳ですけれど、例えば今のA委員のご意見について2の下から2つ目の段落「また、岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする」。「また」という表記を使っていることから前の文章と後ろの文章との関係すら途切れちゃったのかなという気もするので、この情報公開というのは、町民の求めに応じて必要な情報を出すということは、町民の求める様々な逆に提案に関わるこういう利用の仕方があるのではないかという提案についての妥当性であるとか、法令との関係であるとか、利用可能性であるとか、先行的な事例の情報収集であるとか、積極的な前向きな提案についても対応していくかないやいけない。最小限度の情報公開ではなくて、最大限の情報公開と情報提供ですよね。

そういう趣旨のことがこの一文では読み取りにくいので、工夫してみたいと思います。

はい。

C委員

A委員が指摘されたことと重複するかもしれません、私、こんなにコンパクトに指針案が出せれるということは思ってもおりませんでしたので、すっきりした形の文面になったということは、私は評価しておりますし、また一番大事な文面が4にきちっと述べられた「産業廃棄物は造らない」という一つのこの大きな一文が、2、3の項目の

中に、さらにきっちりとして歯止めがなされておると思いますが、どうしても、私もA委員と一緒にことを申し上げたいのは、岐阜県の古田知事がこの大きな難問題の仲介役になってきた一つの経過から見ると、段々県の関与、県の一つの位置づけのちょっと姿が見えなくなつたという感じがいたします。

ですから、最後に知事に対してきっちりとしたアピールもこうした中に加えていくということが大事ではないかと思います。どういうふうな形で入れるかということは、私にはそこまでわかりませんが、何か三者が大きな社会的問題を解決するにあたって、これからやろうとする県のご指導、或いはいろんな面の協力体制がどこかにあるということが町にとっては、解決の道ではないだろうかと思いますので、それはまだまだ最後まで残された時間の中で入れていただくような配慮があれば、それで良しと私はしたいと思っています。

委員長

H委員、お願いします。

H委員

この4項目、事務局、委員長含めて随分推敲された結果であるということを最初に申し述べておきたいということと、この1の項目で、三者の立場と法遵守というのを一応盛り込みたかった。2の項目では町民参画と情報公開。3の項目では町の立場と今後、もしもあるであろう専門委員会というか町の中の審議会等々の位置づけ。4の項目では、寿和工業さんが案を策定するときの施設のあり方。ということで、大きく分けると法遵守、町民参画、町の立場、寿和工業の立場が、一応その中に盛り込まれているんじゃないかなと思っています。

先程意見で出た町民から意見が出てきた場合に、それをどう生かすというのは、確かにこの「また」で文章が切れてしまっていて、今の議論を聞いていて、もし書くのであれば、町民の意見に基づいて、岐阜県及び寿和工業或いはこの町も入れて、「積極的に情報公開に努めることとする。」という一文を「また」の前に持つてこれば通じると思います。或いは「また、岐阜県、寿和工業は積極的に情報公開に努めるとともに町民から出てきた意見を尊重する」或いは「聴取する」というような文言になるのかなと思います。もし追加するとすればですね。

確かに言われるように「また」の所で町民から集めたけれど、その後情報公開するというのは並びが悪い、今読み返してみるとそんなような気がしています。

それから、4のB委員のほうから意見のあった入れ替えてはどうかという意見なんですが、ここについては、「設置しない」とするのは住民投票の結果ですから、最後にこれ入れ替えてしまうと、町民結果に基づいて設置しないことがこの委員会の結論というふうにも読めてしましますので、ここはこのままのほうが今までの基本的考え方に基づいた流れとしては、これでいいのではないのかと思っております。

以上です。

委員長

改めて今皆さんに前の考え方の内容について、もう一度振り返っていただく時間をもし可能ならお願ひしたいと思います。そこで述べられていることを繰り返さないということやこの間の協議内容で指摘された事柄について、たとえ短くてもその趣旨を指針案に反映する。

そこの所は逃さないつもりで協議をしてきましたので、改めて考え方を振り返っていただきたいと思います。

町民から寄せられた意見ということなんですけれど、先程森朴さんが特に2の所の書き方のねらい、何を書くのかということについて言っていただいたことと関係して、もし町民の意見を尊重してというのは、3の所で触れたほうがいいかなという感じもします。今、H委員が補足していただいたことと突き合わせて検討しなくてはいけません

けれども、「御嵩町は町民の意見提案を尊重し、この計画地の利用計画や状況について、さらに専門家の意見を求める」という形に持っていくやり方もあるだろうと、意見を尊重してどうなんだと。次に繋げていく表現が必要ですのでとなると、やはり3のところが適切かなというふうな印象を持ちました。

いずれにしても、ご指摘を反映する方向で詰めてみたいと思います。

委員長

はい、E委員。

E委員

非常に今まで長々といろんな文章があったんですが、今回は非常に短文にまとめられまして、内容が町民の参画とか町の立場、寿和工業の立場、いろいろ網羅されていて、文言も非常に含蓄の深い表現になっておりますので、取り方によつてはこういう場合はこういうふうに取れるんじゃないかというようなことで、とても感心いたしました。

具体的な記述は少ないですが、今の段階で具体的にはなかなか書けないじやないかなと思うんです。いろんな状況が出てきた場合でも、この文章だったら、いろいろ当てはめていけるんじゃないかなと思っております。

今、委員長がおっしゃいました私もこここの所、最初からちょっとと思っていたんですが、3の「御嵩町は住民の意見を尊重し」ということで、その後の利用計画に繋げていくほうがより明確でわかりやすいんじゃないかななど。是非ここに挿入していくのはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

よろしいでしょうか。

それでは、今たくさんご意見をいただきましたので、それを踏まえて指針案を確定したいと思いますが、内容について大きく問題ありという所は、特に無いと判断してよろしいですか。

B委員どうですか。よろしいですか。C委員いかがですか。D委員どうですか。E委員いいですか。F委員いかがですか。G委員いかがですか。H委員いかがですか。I委員内容についていいですか。

それでは、この4つの柱を指針案として確定することと、若干表現の仕方の所を直さなくてはいけませんので、その所は、委員長、副委員長と事務局に一任していただけますか。

(委員了承)

委員長

もしそこの所でおかしいとなれば、当然パブリックコメントで委員の皆さんもご意見いただくことは出来ますので。大変コンパクトにするというのは難しいことで、全体のバランスもありますし、後の利用計画も適正に利用計画が策定され、町民の意向を踏まえて審議されるという手続きを担保しなくてはいけませんので、その辺を考えて文案を再度検討して、この4つの柱で指針案を策定したいと思います。

H委員、よろしくお願ひします。

それでは、指針案については今ご意見をいただきました。

続きまして、指針案に関して町民の意見をいただくパブリックコメント、町民からの意見聴取の方法についてあります。これについて、私とH委員、そして事務局でこの点についても、指針案の検討をする一環として協議をいたしました。その内容を皆様方にご紹介させていただこうと思います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

(御嵩町鍵谷課長)

町民への意見聴取の方法ですが、資料4を見ていただきますと意見聴取いろいろな方法があろうかと思いますけれども、委員長、副委員長の同意を得ておりますのは、御嵩町のパブリックコメント手続きに

関する規則というのがありますて、その規則に則つとて意見の募集をしたいというふうに考えております。

具体的には、規則の第7条によりまして、いろんな手法があるんですけれど、7条の中に町のホームページに指針案を掲示しまして、意見を募集する。それから本庁、出張所等に指針案を掲示しまして、意見を求める。町の各戸配付、月に2回、1日と15日ということでありまして、1日はちょっと間に合わないと思うんですけども、15日には町の回覧をする日でございますので、その中で前回の基本的考え方は回覧でしたけれども、今回、A41枚に収まれば各戸配付して意見を募集する。

以上3つの方法で町民の方から意見の募集を求めていきたいと思っております。

なお、この規則の中では20日間以上求める期間を作ることになっておりますので、この期限間近になりましたら、防災行政無線によりまして、PRもしていきたいと思っております。

この規則に基づいて意見を募集する場合には、出す意見というのは、資料の7頁にありますけれども、意見等提出書というフォームで意見を出していただくことになります。提出は個人で、団体でも出していただくことは、可能ですかけども、この意見書にもありますように、出された方の住所と氏名、団体におきましても代表者の所在地と名前も必要でありますので、その辺も周知していきたいと思います。

以上であります。

委員長

パブリックコメントの手続きについて、御嵩町で一つの制度が用意されておりますので、これも法律に基づいて作っておりますので、これを十分活用してみたいと思っています。役場と出張所、町のホームページで掲示する。広報でも紹介し、全戸配布する。提出期限が近くなったら、防災行政無線で再度皆さんにお知らせして、出していただくようお願いをするということですね。

はい。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

付け加えておきたいのは、産廃だけでなく名鉄問題を含めて10月に行政報告会を4地区、各公民館、御嵩地区は役場ですけど、開催することにしています。今、詳細な日程等詰めておりますけれども、その中で、この指針案についても報告をしていきたいと思っていますので、この3つの手段以外に行政報告会でも町民の皆さん方に説明をしていくということを付け加えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

行政報告会、4カ所ですね。場所はこれからですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

場所は、伏見、中、上之郷の3つの公民館と御嵩地区におきましては、御嵩公民館は駐車場が狭いので、役場北庁舎を説明の場所にしたいと考えております。

委員長

4カ所で。今の場所ということですね。
はい、B委員お願いします。

B委員

各戸配付されるのは、指針案と意見等提出書も配布ですか。意見等提出書は出張所に行かないと無いのですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

意見等提出書も一緒に各戸配付いたします。
切り取って出していただくことになると思いますけれど、よろしくお願いします。

委員長

それでは、このパブリックコメント手続きに基づきまして、私たちこの委員会が町民の皆様にご意見を求めるという作業を行ってまいりたいと思います。通常の行政計画のように町が行うというのではなくて、この私たち委員会が行うということですので、皆様方もそういう自覚を持ってご協力をお願ひいたします。多くの皆様から意見を寄せられるように働きかけをしてください。よろしくお願ひします。

それでは、今後のスケジュールについて、ご提案をさせていただきたいと思います。事務局からいかがでしようか。

事務局

(御嵩町鍵谷課長)

資料5を目を通してください。これまでの経緯と今後の進め方ということでスケジュールが出ておるわけですけれども、本日が9月29日、第7回の検討委員会ということで、利用指針案の協議をしていただきました。

この内容について、表現等一部訂正する部分がありますので、その訂正を正副委員長と事務局でさせていただきまして、委員に郵送して確認をしていただいた後で、この矢印の右側にあるようにパブリックコメントということで、10月中旬から11月初旬まで町民からの意見聴取を行いたいと思っております。

その意見を踏まえて、12月1日に第8回検討委員会を開催いたしまして、町民からの意見を説明して、最終的に利用指針案を盛り込むことを協議をしていただいて、最終協議とさせていただきたいと思っております。

12月の初中旬を想定をしていますが、この検討委員会から県知事、寿和工業社長、御嵩町長の三者に対しまして報告をしていただきたい。そういうスケジュールで考えております。

以上です。

委員長

私たちこの委員会としてパブリックコメントを行って、寄せられた意見を審議をする場面が12月1日、第8回を最終回にして行いたいというふうに思います。まずこの手続きについて、前回もこの流れをここで紹介をして了解をいただきましたので、基本的にはご了解いただけたでしょうか。

はい、お願ひします。

B委員

今度、町民からのパブリックコメントを募集しまして、その後12月1日に第8回最終協議となっておりますが、ここで町民から出てきた意見を協議した後、それがどのようにこの指針に反映されているか、最終的にもう1回検討委員会を開いて指針を確認しないと私は責任を持った検討委員会の指針というものが出来ないのではないかと思います。

ここでは、第8回の12月1日では、最終的な案の確認は出来ないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。きちんと町民参画をするためには、もう1回必要だと思います。

委員長

作業の内容についてなんですか、これから町民からの意見聴取をします。集めた意見をこれをもとにして、正確に言いますと私と副委員長、事務局で出された意見について、全部整理します。前回の時と同じなんですか。

そして、その内容について、今回の指針のこれまでの協議で解決されたものであるのか、それを踏まえて指針案として出されているものなのかどうなのか、新たな指摘があってそれは考え方まで遡って妥当なものなのかどうなのか、様々な検討を当然します。

そして、前回と同じように一覧を多分作ることになると思います。まずイメージですね。それをそこまで作ったうえで、皆さんに一度ここでたたき台を提案したいと思います。その委員会が第8回の12月

1日になります。

ですから、所定の期間に出された意見を精査をして、そして指針案に反映するかどうか、どう生かすかも含めて委員長、副委員長、事務局で、まずたたき台を用意して、皆さんに一度見ていただく場面を持っていくのがこの第8回。そこで時間を持って協議をしてそこで直すべき点があればそれを直すという合意をして最終的に直したうえで、三者に提出をするという作業に入ってはどうかというふうに思います。

我々委員会は、案を作るまでの所ですが、案を作る所までは、今の手続きで十分時間をかけれると思いますし。まだ、だめですか。

どうぞ、A委員。

A委員

正副委員長さんに案をお願いすることは、勿論結構なんですが、事務局に質問なんですが、パブリックコメントの規則で20日間猶予を置くということで、11月初旬にパブリックコメントが締切、まとめられる訳ですよね。各委員にそのパブリックコメントを配布していただくと12月1日に実りのある会議になると思うんですが、その辺りいかがですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

おっしゃる通りですね。その辺は、まとまり次第、委員の方に案とは別に意見がどういうものが出てきたかは、早急に送付したいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長

B委員、お願ひします。

B委員

ここの所は一番大切にしていただきたい所なんですね。前もそうだったんですが、結局、住民の意見を聞いても聞き終えたというだけだったじゃないですか。なので、「今回はそういうことをしない」とはつきりおっしゃいましたよね。きっちりと住民の意見が反映される形で、検討委員会を開いていただきたいと思います。

そして、それがどのように案の中に住民の意見が反映されたかということを最終的にきっちりと確認しないことには、私はそれは納得できる形ではないと思っています。

I委員

今の点は私、B委員と全く賛成です。というのは、やはり12月1日を最終協議としてしまうと、そこで出さなくちゃいけないというお尻が切られている訳ですよね。つまりこれから町民から意見を聞く訳ですから、どんな意見が出てくるかわからない。

ひょっとすると、我々がもう一度根本に立ち返って考えなくちゃいけない意見が出てくるかもしれない訳ですよね。それが最終協議となってしまうと、まずはここで出して終わりと。

わかりますよ。もちろんスケジュールがまったく無期限にやっていいということではありませんが、やはりこの手続きの踏み方というの、もう一步必要なんじゃないかなという気がします。

具体的に言いますと、今日いただいたパブリックコメントの資料4の6頁、ここに提出意見等の取扱いという所がありまして、今回先程、委員長も言ったように我々委員会、町長という所が主語が委員会になる訳ですよね。9条の2の2行目、町民等から提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する、だからこの場合、町長ではなくて委員会の考え方というふうになると思うんですが、委員会の考え方を公表しなければならないんですね、これは。それを公表したうえで我々としては、最終決定をすべきであると。

そう考えると、この流れでは、もちろん先程おっしゃっていただいたように、事務局に整理していただいて、A委員もおっしゃったように、それを事前にお送りいただいた訳ですが、それについてじゃあ議論

をする場、それが12月1日であって、それを受けて、それを町民に返して最終決定をするという手続きを踏むべきでないかなと思います。

なぜここへこだわるかというと、つまりこれから今日も議論しましたように、寿和さんが利用計画を作るということが始まる訳です。それについて町民が意見を言うということは、これからある訳ですね。

この間の指針の時にも、きちんと聞いてもらえたかったじゃないか、今B委員が懸念されたことですね。そういう懸念を与えては、まずいだろうと思うんです。

だからここはもうちょっと慎重に手続きを踏むべきではないかなと私は思います。

委員長

僕も、その所は十分読んできているんですよ。今の意見については、こういうふうに解釈をしているんです。「町長は」というのは、まさに「委員会」ですよね。話の前提として別にあと1回、回数の問題じゃないんだけれども、やるということは別段構わないんですが、解釈をちょっと間違えてもらつては困るので、委員会は提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

「委員会は意思決定を行った時は、意思決定をした施策の他に出された意見について公表しなければならない」ですから、次回の委員会であろうと、その次であろうと審議することは構いませんけれども、ここで合意されたこと、合意に至るうえで活用した様々な提案、これについては、「決定したと同時に公表しなければならない」ということは一応ここに謳われているので、これをもとにして手続きを取っていくつもりではいます。

I委員

それは解釈問題になるかと思いますが、その辺はお任せします。どのタイミングで公表するか。ただ、私が強調したいのは、先程言いましたけれども、これからよいよ町民参画が本格化する訳ですね。実質的な部分で。それを実効をあらしめたい訳です。我々としては、ずっとそれにこだわってきた訳です。

ですから、先程B委員がおっしゃったように、まず皆さんから出てきた意見を我々がしっかり踏まえるということが多分必要なんだろうと思います。

それをどう形に表すかということだと思うんですね。それがこのスケジュールでいうと、あたかももう何と言いましょうか、いわばアリバイ的にお聞きして、さあそれでおしまいというふうに取れるもんですから形の上で。

それは、やはりまずいんだろうということを私は今指摘をした訳です。

委員長

じゃあA委員。

A委員

I委員のおっしゃるのは、もっともだと思うんですね。ですから、この最終協議というのは、事務方の希望的スケジュールだろうと僕は解釈しております、パブリックコメントでどういう内容が出てくるかわからないですが、状況によっては、もっともっと協議しなきゃならないケースも出来る可能性はあると思うんですね。

その辺は、僕、一委員としては、このスケジュールは柔軟に考えております。

委員長

この文面を書いてほしいと言ったのは僕です。委員長です。最終まで持っていくまでの情報の提供と町民からの情報収集、そしてそれについての分析、そして皆さんに審議していただく。そこを十分皆さんに、これ委員会としてやる訳ですから、やっていただいたうえで、最終として第8回を設けたい。

つまり、それだけ責任あるプロセスを我々持ちたいという趣旨で、この文言は必ず入れてほしいというふうに、私の責任で言いましたので、事務局は、一切これについては判断していません。「大丈夫ですか」というふうに思ったかもしれませんけれども、つまりこの間の今回この1枚ものを作るにあたっても、実は膨大な時間、対案を用意して審議をしました。

それで、今さらに皆さんからコメントをいただいて、内容については、この委員会として了解出来るという承諾をいただきましたので、それ以外にあるとするならばとする一つの推測をたてながら、これからパブリックコメントをやっていく訳で、もちろんそこには我々が気がつかなかつたご意見も当然生まれてくることを期待をしたい訳ですので、それを尊重して、原文を委員の皆さんにお配りをして、そして皆さんの目で出された意見を見て考えていただく時間、そしてそれを委員会として後に公表するという前提で文案整理をして、たたき台を次回持ち出して、皆さんを見ていただいた生の文章についての所見と、たたき台の部分を照らし合わせていただいて第8回で、時間は2時間というふうに限定するつもりはないと思ひますけれども、十分時間をかけてでも、やり遂げたいという気持ちで書きました。

決してその何か手続き的に、ぱっとやって合意をとるつもりは毛頭ありませんので、趣旨をご了解いただきたい。実際問題として、さらに第9回が必要であるということでならば、12月初旬から中旬、つまり年内に三者には後のこともありますので、あそこの土地をめぐつての利用計画、これ寿和工業の方に責任を持ってこれからたたき台を用意していただくという作業がいよいよ入ってきますので、なるべく年内にはこの指針案について、まずはまとめていきたいというのが希望ではあります。

短い期間の中ではありますけれども、そこで、委員の皆さんに検討して直すべき所はご指摘を具体的にしていただくということになると思います。そういう趣旨です。誤解のないように。

もし、誤解があったとしたなら、そういう趣旨です。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

先程のB委員からの説明にお答えしたいと思います。

前回、意見募集したのは、基本的考え方の部分でありまして、一人と一団体の方から意見をいただきました。その内容については、A4の横長のものでお答えをして、その内容については、この検討委員会でも説明しております。ただ出された意見というのは、今読み返してみても、委員の人選がどうであったかとか、環境基本計画との整合という形で、基本的考え方そのものに対して、どう文面を直すとかそういうことではなかったので、その辺の内容について町で答えるべきこと、検討委員会で答えること、事業者として答えるべきことという形で分けて、回答をさせていただいたと思っております。

委員長

そこで、もう一つ実はありました。出された意見が今日のパブリックコメント第9条第2項の「ただし」と言う所ですね。御嵩町情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報に該当する、これに抵触するか微妙な所でもありましたけれども、個人を誹謗中傷する文言がありましたので、これについては、この委員会に提出することは控えるという判断をしました。

そのことは追加しておきたいと思います。ですからそういうものがある場合には、委員の皆さんにお配りすることは差し控える。これは当然のことです。そういう条例に基づいて、全て公平公正にやっていくということはご理解いただきたい。その辺もご理解いただいたうえで、実物をよく読んで、ご意見をいただくようにしたいと思います。それを審議の場で戦わせていけばよいと思います。

はい、B委員。

B委員

課長がそういう説明をされるのであれば、一言申し上げたいと思いますが、この基本的考え方なんですかけれど、今回の指針案もこの基本的考え方に基づいています。ですからこの文面が短いぶん、この基本的考え方のこの文に依拠しているという所は、すごく大きい説です。

ですから、すごく大事な基本的考え方ですよね。それを回覧板でさつと回して、住民の意見を聞いたじやないかと。それで2件しか意見があがってこなかつたと。それは無いと思いますね。

しかも、基本的考え方ははつきり言って、回覧板でさつと読んで内容がぱっと理解出来るような内容じやないと思うんです。

だったら今回やられると言わされました町政報告会なりをきっちりと開いて住民の意見を求めるべきでしょ。それなのに、そういう回覧板で意見を求めただけで、しかも2件しかないと。住民の関心が少ないと。そういうふうな思われ方で対処されて、しかもその意見に対して説明をしたというだけじやなかつたですか。

それから今回指針案の中でも文言の中で、すごく住民参加とか住民の意見を尊重するとかそういうことが謳つてある説ですから、こここの所は私は一番大事な所だと思うんですね。

ですから、12月中旬には三者に提言しなければいけないとか、そこの所は、そちらの都合であって、やはり住民参加という所は、私は是非大切にしていただきたい。言葉だけが踊らないように、きっちりと大切にしていただきたいなと思います。

委員長

はい、C委員。

C委員

BさんはBさんの理論というのがあると思うんですが、私たちは、一応審議会委員になった時点では、ここにある委員は同一歩調のもとで指針案というものを協議してきた説で、ある程度許容の範囲、つまり不十分だけれども大勢がそうであれば、その方向にある程度は参画していくと。こういうのもあって然るべきではないかなと。

今の時点で、指針案というのはいいという方向のもとで委員長がまとめ上げられたんで、その後の経過については、I委員もおっしゃったように焦るべきではないということであれば、委員長さんもそのことについては十分認識を持ってみえるんで、あと想定論で出てくるであろうか、出てこないであろうかなんてことじやなくて、スケジュールはスケジュールときちと方向付けをして、第8回、12月1日激論はあり、まとまらなければ第9回を迎えることもあるうし、第10回になろうかと私は思うんですけど、指針案そのものはある程度今日の時点で方向付けとして理解をされたという認識のものでないと。

また、次の12月1日にBさんが蒸し返すようなことの論議をするなら、さつき「ちょっと待ってください、私はこの指針案に絶対反対です」ということを言わないと繋がっていかない。

私はそう思うので、委員長さんの示されたスケジュールどおりいろんなことが予想されますので、町民の皆さん方のご意見、執行部としては出来るだけ名鉄の問題と併せて、この指針案について説明をするという計画で進められると思いますので、是非そういう方向でやっていただきたいということと、Bさんちょっと何か町民の人とか回覧とか非常に否定的な考え方を持ってみえますけれど、全戸に配布するというその行為一つを真摯に受け止めて、その対応については賛同していくというふうにしていかないと、やることなすことあればだめだ、これはだめだと言うなら、逆提案をして委員長に訴えられたら、それはするなとこういうふうな提案の中で論議をするならいいけれど、私は執行部、事務局として考えたことについては、大賛成ですので、積極的に対応してもらい町民のご意見を十分伺ってそのことも含めて、

最終的な案の決定に持ち込むような努力を私たちがしないかん。
私はこういうふうに思います。

委員長

このことをやること自体、きちっとやろうという点においては、みんな一緒になので、確認したとおりの手続きでやりたいと思います。

まずもってどれだけの意見が出てくるかわかりませんし、この12月1日の第8回の最終協議というのはここで切るという趣旨ではないので、ここで十分協議をするようなつもりで我々臨みましょうということで書いている訳です。

繰り返しませんが、時間切れとなれば、再度協議をすることはやぶさかではありません。

D委員

スケジュールの件ですが、私は12月1日を最終協議にしてもらいたい、するべきだと思います。明らかに、我々が作った指針が住民からの意見に対してかけ離れるものであれば、臨時委員会というものが必要だと思うので、臨時として開いていただければいいので、当初から今の段階で第9回を予定するものは、必要ではないのかなと思いますので、12月1日を最終と考えて我々委員は動くべきではないかなと思います。

委員長

では、こういう案として進めていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。皆さんのおっしゃった趣旨はよくわかりましたので。

それで、一つBさんが先程基本的考え方のことで言われたことで振り返って、一つだけコメントさせてください。

町のほうでは、パブリックコメント、町、執行部並びに議会というふうに考えていいと思いますけれども、パブリックコメントの手続きを持っておられる訳ですよね。これに即して、これを最大限活用するということがこの委員会においても必要であろうと思いますが、実はこの中のパブリックコメントを行う対象というのが、どこまでのものなのか、もう一度よく読み直してみました。

実は半年前の基本的考え方の時に、我々この委員会は本来基本的考え方をまとめる所で一つ区切りをつけるということで、おしまいだったはずです。委嘱を受けた委員として基本的考え方をまずはきちっとまとめて、後の指針案を策定する委員会に委ねましょうと。そこはこのパブリックコメントを準用して更に審議をされるだろうと。

しかし、基本的考え方についてはどうなのかなと。実はどこにもない。基本的考え方というのは、あくまでも指針のための基本的考え方であって、これは、実は行政計画或いはその案、条例並びに案いぢれでもない訳です。

つまり、極端な話、基本的考え方の段階では、委員会が責任を持って策定をすることであるならば、そこで留めるものなんですね。

しかし、それではなくて、この委員会に諮って委員長、副委員長の所で事務局にも提案をして了解を得て、町民の皆さんに方法等で意見をいただく、或いは閲覧をしていただくという手探りのまずはやり方でやってみようということで取り組んだものだったんです。

ですから、そのやり方がまずかったかどうか、今から思い返してみるとそれを踏まえて、今回手続きに即してしっかりやろうと歩み始めているはずですので。しかし、基本的考え方というのは行政計画或いは根拠条例に該当しない。

まだまだ材料作りの段階ということは、実は意見を求めるか求めないかは、この委員会の判断に委ねられるものもあるし、場合によつたら事務局に案を提出した段階で、事務局がどう判断するかというものであって、やらなきやならない、意見を求めなきやいけないという規定はどこにもないんですね。

だけどもやってみた。だけども不十分だった。その反省に立って今

回これをやるという手順で来ていると思うんですよ。ですから、あんなやり方というふうに言われても、あの時はあの時のやり方でしかなかつたし、出された意見もそれなりの意見。

しかし、我々期限が過ぎてもそれを扱おうということでやつたし、そしてその扱いについても慎重な判断をして扱つたつもりでいた。それが今回まで皆さんのが審議を続けてくるきっかけにはなつたんだろうなとは思いますけれどね。

基本的考え方の所についても、振り返りをされて事務局に対する批判をされましたけれども、事務局は「町民の意見を求めるましよう」ということについて、規定にない形での取り組みをまずはやってみたということだったと思いますので、それはその時の判断としてお許しいただきたいと思います。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

事務方として町が出てきておるのは、私をはじめ、後ろのメンバーなんですけれど、当然このプロセスについては、町長に説明をし、町長の思いを委員長、副委員長に伝えて、町としてはこういうことでお願いしたいということ。

つまり、これは検討委員会に任せた以上、町が主体となってやる訳ではなくて、あくまでも10人の委員の方がやっていくそういうスタンスではあるんですけども、町長の思いとしては、この最初の発端が三者が今まで意思の疎通が不十分であったということを踏まえて、その辺のどこが不十分であったかということを検証して、事業者が最初の申請について白紙撤回されたという前提のもとに立って、次に住民の方の後押しがいただけるような利用計画を三者で構築しようということで、この検討委員会をお願いしたということです。したがって、この三者は信頼関係に基づいて進んでいくことが前提でないと、A41枚だと言葉足らずの部分があることはわかっております。

ただ文面をよく読む中でも、やはりこれは「御嵩町は」と書いてあれば、御嵩町は責任を持って住民の意見を聞くという立場でやるんだと。A41枚ということで、そこまでの範囲の中で書けない部分はあるんですけども、そういうことで読んでいただきたいということであります。

町長としては、この後利用計画がどう出てくるかということが、町長として住民のためをもって事業者に働きかけて、住民の方のために情報公開を求めていくというスタンスでおられるというふうに思っております。

ここに町長がおみえでしたら、もっと雄弁な言葉で言われたと思うんですが、私はつたない表現でしか出来ないんですけども、本当に信頼関係を三者が持つて進んでいかないと何を言ったって、案を作つたって、法的に拘束力があるかというとそういうものではない訳で、指針案というのは、寿和工業が事業計画を作る中で「こうしてください」というあくまでも、紳士協定の部分だと思うんですね。

それを県と寿和工業と御嵩町がお互いに真摯にこれを履行していくということで、初めて指針が生きてくるというふうに思いますので、その辺文面として不十分な部分もあるかとも思いますけれども、そういう観点で考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長

I 委員

I 委員

今委員長がおっしゃった通りだと思います。つまり、確かに前回の基本的考え方といいますのは、手続き的にやや問題があった。ただそれは事務局の問題というよりは、私たち委員会の側が基本的考え方について、どう住民の皆さんから意見をいただくかということについて詰めた形で議論出来ていなかった。それは事務局というよりは我々自

身が反省しなくてはいけないことなんだろうと私は思います。

したがって、今回はその結果を踏まえてパブリックコメントをやり、行政説明会をやり、そういう形でより住民の皆さんのお意見を聞く方向でやる。委員会がそういう方向で臨むんだということを前回の反省を踏まえてやるんだということの確認をこの場でしておいた方がいいんじゃないかなと思います。

委員長

その他、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の皆さんのコメントを踏まえて委員長、副委員長並びに事務局で指針案の成文を作りまして、パブリックコメント並びに行政報告会に向かっていくようにしたいと思います。

それでは、次回12月1日、その時までにご検討いただく資料が手元に届きますので、ご検討いただいたうえで、このスケールでまとめるということで、前回のこの委員会で確定しておりましたので、限界がありますけれども、そういうものを作り上げていきたいと思います。

どうぞ、ご協力をよろしくお願ひいたします。

委員長

はい、D委員

D委員

少し関係ないことないことなんですねけれど、今日、私ホームページを見ておりましたら、一つの中に「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会によるとっても危ない基本的な考え方」というページがありまして、私を含む委員の個人的な誹謗中傷を含むような文が載っておりましたので、それは事実関係を事務局の方で調べていただいて、至急ウェブ上から削除していただきますようよろしくお願ひします。

委員長

それどこに載っていたんですか。

D委員

町のホームページではなくて、PDFのものがそのまま出ていたので、どこのものかわからないんですけども。

委員長

確認させていただいて、適正に処理をしたいと思います。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

町のホームページではないということですので、どこから出たものなのか調査をしまして出元へ。

委員長

前回7月だったかな、この委員会で皆さんと確認して、議事録の要約ではなくて全文公開を行うという条件で、委員についての誹謗中傷がある場合には、その公開を見直すということも、ここで全員で確認をしている訳ですよ。

ですから、あと今日の議事録の扱いになってしまふんですけども、委員の皆さんどの方の名前がどういうふうに出ているのかちょっと確認をしますけれど、事実確認次第では、前回のこの委員会の確認事項にしたがって、この委員会の情報の開示の仕方について検討しなきゃいけない。

ここは皆さんにこういう情報の開示の仕方に改めるか、若しくは継続するかという通知をさせていただくことになると思います。こういう中傷があった場合には、地元の皆さんにとっては非常に困ることもあるので、そういうことがないように十分我々も注意をしてきたつもりだったんですけども、そこら辺はこの間の合意事項にしたがって、厳正に対処したいと思います。そのことを一言お伝えしておきます。

ありがとうございました。非常に残念ですね。事実であるとするならば。

司会
(御嵩町堀参事)

委員の皆様方におかれましては、ご熱心なご討議をいただきまして
ありがとうございました。それでは第7回の御嵩町産業廃棄物処分場
計画地利用指針検討委員会をこれにて閉会させていただきます。どう
もありがとうございました。

